



令和 8 年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は 1 年（4 月 1 日から翌 3 月 31 日まで）以内^(※1)と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定^(※2)が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。

※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集

～財産調査業務（市税の納付に関するデータ入力等）に従事する職員～

1 応募受付期間・時間

- (1) 期間 令和 8 年 8 月 26 日から令和 8 年 9 月 4 日まで
- (2) 時間 午前 9 時 00 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 00 分まで
- (3) 備考 日曜日、土曜日及び祝日は受付を行いません。

2 応募条件

次の(1)～(4)の条件の全てを満たす方

- (1) 18 歳以上（令和 8 年 4 月 1 日現在）。
- (2) 基本的なパソコン操作（ワード・エクセル）ができる。
- (3) 税に関する基本的な知識を有する。
- (4) 地方公務員法第 16 条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募方法

応募受付期間（時間）内に、下記の書類（各 1 部）を納税第 1 課（尼崎市役所本庁南館 2 階）まで郵送（9 月 4 日必着）または直接ご持参ください。

なお、応募受付期間（時間）を過ぎた場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けることができませんので、ご注意ください。

- (1) 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書
- (2) (1)に職歴が書ききれない場合は職務経歴書（任意）
- (3) 応募条件確認書
- (4) パソコンスキル確認書

4 採用予定日

令和 8 年 1 0 月 1 日

5 採用予定人数

財産調査業務（市税の納付に関するデータ入力等） 1 名

6 勤務条件

(1) 任期

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(2) 条件付採用期間

採用日から 1 か月間（勤務日数が少ないときなどは 1 か月を超える場合あり）

(3) 勤務場所

尼崎市役所 南館 2 階（尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号）

(4) 職務内容

- ア 滞納処分に必要な金融機関・公的機関等への調査・照会及びシステム端末への回答・入力作業等
- イ その他所属長が必要と認める業務
※滞納処分や窓口業務はありません。

(5) 勤務時間

- ア 始業時刻 午前 9 時
- イ 終業時刻 午後 4 時
- ウ 休憩時間 正午から午後 1 時まで
- エ 勤務を要しない日等
 - (ア) 日曜日及び土曜日
 - (イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (ウ) 年末年始（1 2 月 2 9 日から翌 1 月 3 日まで）
- オ その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

(6) 休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

(7) 給与等

- ア 報酬月額 176,690円～187,160円（令和8年度の予定額）
※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。
- イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり
- ウ 賞与 期末手当及び勤勉手当を6月及び12月に支給（予定）
※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動があったり、支給要件に該当しなかったりする場合があります。

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）

※ 適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(10) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

(11) その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱その他の定めを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

7 採用試験

- (1) 試験日時 令和8年9月12日 午前9時30分から
- (2) 試験場所 尼崎市役所 本庁舎
（試験会場については、受験票送付時に通知します）
- (3) 持参品 受験票（試験当日までに自宅へ送付）、筆記用具
- (4) 試験内容 筆記試験（問題・作文）及び面接試験
- (5) 結果発表 令和8年9月中に郵送により通知（予定）

8 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

9 問い合わせ先（応募受付先）

採用予定者以外で、本試験結果において合格基準を満たしている方につきましては、

成績上位者（若干名）を採用候補者（補欠合格者）として決定し、「採用候補者名簿」に令和9年3月31日まで補欠登録し、採用辞退や退職等により欠員が生じた際には、「採用候補者名簿」の順位に従って、繰上げ合格となります。

10 問い合わせ先（応募受付先）

尼崎市総務局税務管理部納税第1課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所本庁南館2階

電話：06-6489-6274、ファクス：06-6489-6875

※ 上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。

【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】

（トップページ ＞ 市政情報 ＞ 職員募集 ＞ 会計年度任用職員募集）